

平成 29 年 1 月 30 日
健 康 推 進 課

在宅医療・介護連携推進事業の推進について

1 経緯

在宅医療・介護連携については、従来から問われ続けてきた重要課題の一つです。国では在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を、在宅医療連携推進事業等で実施しています。これらの成果を踏まえ、介護保険法(平成 27 年 4 月施行)の地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業(介護保険法第 115 条の 45 第 2 項 4 号)」を規定し、全国的に取り組むことになりました。

本事業については、平成 30 年 4 月までに実施することが区市町村に求められています。

2 事業内容

介護保険法では「在宅医療・介護連携推進事業」として、8 事業が掲げられています。厚生労働省は、各事業の具体的取組について「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 1 (平成 27 年 3 月)」で示しています。

本手引きでは事業の円滑な実施に向けて、区市町村が主体となり地域における医療・介護関係者と協力・連携し、取り組むこととしています。

【具体的な取組内容】（「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」より）

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

3 区における取り組み状況について

別紙のとおり

4 その他

参考資料、「在宅医療・介護連携推進事業」

文京区における在宅医療・介護連携推進事業の取り組み状況について

在宅医療・介護連携推進事業（8項目）	現状の取組状況	取組み概要等
<p>(ア) 地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、リスト、マップを作成、活用する。</p> <p>取組 ・地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先、機能等の情報収集 ・地域の医療・介護の資源のリスト又はマップの作成と活用</p>	<p>①医療：文京かかりつけマップ（毎年更新） ②介護：ホームページ（毎年更新）、介護事業者情報検索システム（随時更新）</p>	<p>①文京かかりつけマップ（地域医療連携情報誌） 区内三師会との連携・協力により、作成・発行。区内の医院、歯科医院、薬局を掲載。かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、地域医療連携ネットワーク作りに活用。</p> <p>②「ホームページ（介護事業者ガイドブック）」 利用者の事業所選択の利便性を図るため、民間業者が作成するガイドブックの発行に協力している。 「介護事業者情報検索システム」 利用者の事業所選択の利便性及び事業者間の情報共有を図るため、平成27年6月から、介護サービス事業所の空き情報等の検索システムを運用している。</p>
<p>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。</p>	<p>①文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会兼文京区地域包括ケア推進委員会医療介護連携専門部会 ②地域ケア会議（各高齢者あんしん相談センター）</p>	<p>①在宅医療検討部会兼医療介護連携専門部会 医療介護総合確保推進法で医療・介護連携推進の取組み等が求められたことから、平成27年度より、委員構成を同一にし、両部会を兼ねた会議体とした。</p> <p>②地域ケア会議 高齢者あんしん相談センターでは、包括的・継続的ケアマネジメント支援の効果的な実施のため、平成26年度から、介護支援専門員、保健医療や福祉の専門職、地域の関係者等により構成する会議を実施し、個別ケースや地域の課題について検討を行っている。</p>
<p>(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取組を企画・立案する。</p> <p>取組例 ・主治医・副主治医制の導入による体制の構築 ・在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保</p>	<p>①在宅療養後方支援病院協定 ②地域密着型サービス事業（介護保険課） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護/小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）</p>	<p>①平成24年度より、区内及び近隣区（新宿区、豊島区、千代田区）の病院と順次、協定を締結。平成28年度現在、4病院（JCHO東京新宿がんセンター、東都文京病院、都立大塚病院、三楽病院）。</p> <p>協定内容 区内に居住する在宅療養者について、容態が悪化または急変し、一時的な入院加療が必要となった場合に、主治医からの要請に基づき、可能なかぎり一時入院の受け入れを行う。</p> <p>②地域密着型サービス事業 住み慣れた地域で必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるように民間事業者による整備を促進していく。</p>
<p>(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援する。</p> <p>取組 ※情報共有ツール…情報共有シート、連絡帳等 ・情報共有ツールの作成 ・情報共有ツールの導入支援と活用状況の把握</p>	<p>▶文京区医師会、小石川医師会主導によるICTを活用した取組みに協力</p>	<p>▶平成27年度より、地区医師会がICTを用いた多職種ネットワーク構築事業を開始。検討会議に参加するなどの協力を行っている。</p>
<p>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置することにより、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターから、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援すること。</p>	<p>①かかりつけ医・在宅療養相談窓口事業（地区医師会へ委託） ②医療連携相談窓口事業（高齢者あんしん相談センターへ委託）</p>	<p>①平成28年4月開設。区内外の医療・介護関係者や区民からの医療及び介護連携等に関する専門相談を受け付け、また区及び区内介護関係者との連携調整・情報共有を図る。</p> <p>②高齢者あんしん相談センターでは、平成23～25年度に医療連携の基盤づくりとして実施した医療連携推進員配置事業に引き続き、平成26年度から在宅療養支援窓口事業を実施し、退院高齢者の在宅における介護環境の調整や介護支援専門員に対する情報提供等を行っている。</p>
<p>(カ) 医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行う。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。</p> <p>取組 ・多職種が連携するためのグループワーク等の研修 ・医療・介護関係者に対する研修</p>	<p>①ケアマネジメント従事者研修（高齢福祉課） ②各高齢者あんしん相談センターでの取組み、自主グループの活動（高齢福祉課） ③かかりつけ医・在宅療養相談窓口（在宅診療推進委員会等）での研修（健康推進課） ④居宅介護支援事業者・訪問介護事業者・通所事業者の各部会での研修（介護保険課）</p>	<p>①ケアマネジメント従事者研修 高齢者あんしん相談センターでは、包括的・継続的ケアマネジメント支援のため、合同でケアマネジメント従事者研修を実施しており、平成27年度は、医療と介護の連携をテーマとした講演や事例検討を行った。</p> <p>②交流会、勉強会など 高齢者あんしん相談センターでは、地域の医療・介護関係者を対象に、専門職や学識経験者の講演を含む交流会や勉強会を実施し、多職種の顔の見える関係づくりを行っている。</p> <p>③ケアマネジャーを対象に、かかりつけ医との連携についての研修等を予定。</p> <p>④H26年度高齢者の口腔についてなどの研修 介護従事者向け研修会のテーマとして、「高齢者の口腔ケア」、医療依存度の高い方のケアプラン作成」、「介護のための精神科医学とメンタルヘルス」等を実施した。</p>

在宅医療・介護連携推進事業（8項目）	現状の取組状況	取組み概要等
<p>(キ) 地域住民への普及啓発</p> <p>在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。</p>	<p>① 地域医療講演会、退院支援ガイドブック(仮)作成（健康推進課）</p> <p>② 講座開催・出張講座（各高齢者あんしん相談センター）</p> <p>③ 文京お届け講座（アカデミー推進課）</p>	<p>① 「地域医療講演会」は、在宅医療や看取り、病院と診療所の違いなどをテーマに、地域住民向けに年1回開催。「退院支援ガイドブック(仮)」は、退院後、在宅等での療養生活を選択する区民向けに、医療・介護・障害福祉制度の概要や手続きをまとめる。</p> <p>② 区民講座・出張講座（H27年度脳梗塞「病気の基礎知識」など）</p> <p>高齢者あんしん相談センターでは、地域交流施設での出張講座等、区民を対象とする講座を適時開催し、医療・介護連携に対する地域住民の理解の促進を図っている。</p> <p>③ 区民の方を中心とする団体等の学習会に区の職員等が出向き、区の取り組みや職務に関する専門知識を生かした実習等を行うため講師を派遣。講座メニューとして、介護保険制度についてなどがある。</p>
<p>(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <p>複数の関係市区町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。</p>	<p>▶ 東京都主催の「東京都地域医療構想調整会議（区中央部）」及び「在宅療養の推進に向けた二次保健医療圏における意見交換会（区中央部）」への参加</p>	<p>▶ 東京都地域医療構想調整会議は医療法第30条の14に基づき「東京都地域医療構想」の実現に向けた取組について協議するため、構想区域ごとに設置。文京区は、千代田区・中央区・港区・台東区とともに区中央部に位置づけられている。</p> <p>▶ 在宅療養の推進に向けた二次保健医療圏における意見交換会は、都が「地域医療構想」の策定のため圏域ごとの意見聴取を実施するにあたり、在宅療養の進捗状況と課題を明確にするため、区市町村に対しヒアリングを行うとともに、在宅療養の推進に向けた取組状況について意見交換を行なった。（圏域に位置づけられている自治体は、上記の構想区域と同様である）</p>